

吉川市立小・中学校における通学区域制度の運用特例について

吉川市教育委員会では、学校毎に通学する区域（通学区域）を定め、住民基本台帳に登録されている住所地によって就学する学校（指定学校）を指定しています。

しかし、別途定めがある場合を除き、下記の事由に該当する場合には指定学校以外の学校に就学することができますので学校教育課までご相談ください。

1. 市内転居の場合

学期途中で吉川市内で通学区域の異なる区域に転居した場合、当該学年の終了日まで現在の学校に就学することを認める。但し、翌学年以降は原則転校となる。

※小学校第5学年以上にあつては、卒業まで現在の学校に就学することを認める。

2. 未来転居の場合

転居の具体的な予定がある場合、学期初めから転居先通学区域内の学校に就学することを認める。但し、転居先予定地への転居を証明できるもの（家屋の建築請負契約書、賃貸借契約書等）を添付すること。

3. 仮住まいの場合

家屋の建て替え等により、通学区域外に仮住まいをする場合、現在の学校に就学することを認める。

4. 避難の場合

災害避難、緊急避難等特別の事情がある場合、住民登録の異動は無くとも居住地の通学区域内の学校に就学することを認める。

5. 学区外に預けている場合

諸事情により保護者が通学区域外の実家等まで毎日送迎して預けている場合、預け先の通学区域内の学校に就学することを認める。但し、預け先の誓約書を添付すること。

6. 勤務地を通学区域とする学校に就学させる場合

保護者の就労事情により、住民基本台帳登録地を通学区域とする学校への就学が困難な場合、保護者の勤務地を通学区域とする学校への就学を認める。但し、勤務証明書を添付すること。

7. 居所と住民基本台帳登録地が異なる場合

店舗や作業場などを実質的居所としており、住民基本台帳登録地からの登校が困難な場合、店舗や作業場を通学区域とする学校への就学を認める。

8. 身体的事由による場合

身体的な事由により、通学区域内の学校への通学が困難な場合、最寄りの学校に就学することを認める。医師による診断書等の添付を求める場合もある。

9. いじめなどにより学校生活の継続が困難な場合

いじめなどにより、学校生活の継続が困難であることから教育的配慮が必要と認められる場合、他の学校への就学を認める。

10. 自治会など地域のつながりが必要な場合

住民基本台帳登録地以外の自治会等に所属しているなどの場合、その自治会等の通学区域内の学校へ就学することを認める。

市外への転出や市外からの転入に伴う指定学校の変更（区域外就学）などにつきましては、別途学校教育課までご相談ください。